

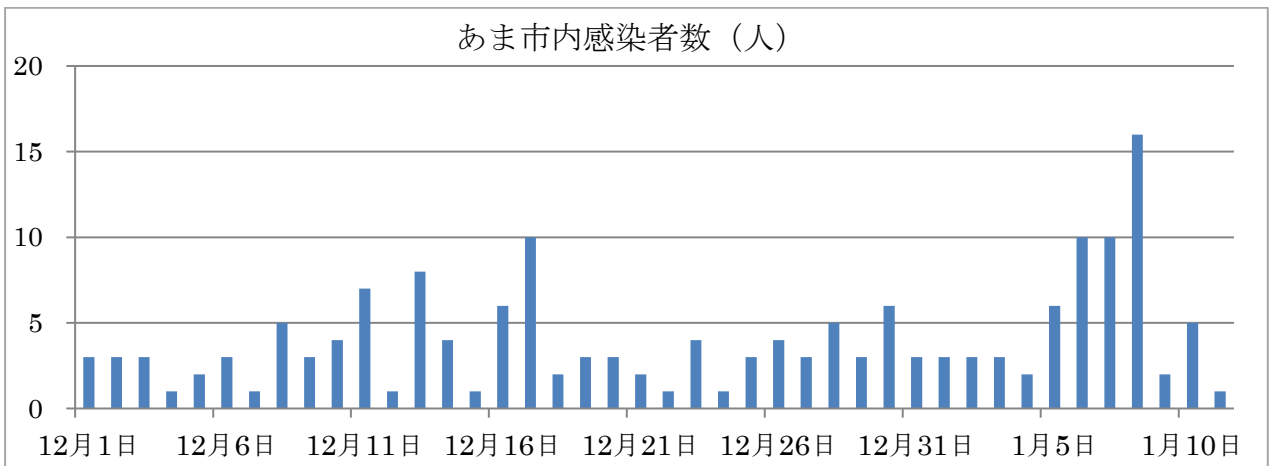
第 22 回あま市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(1) 公共施設の利用について

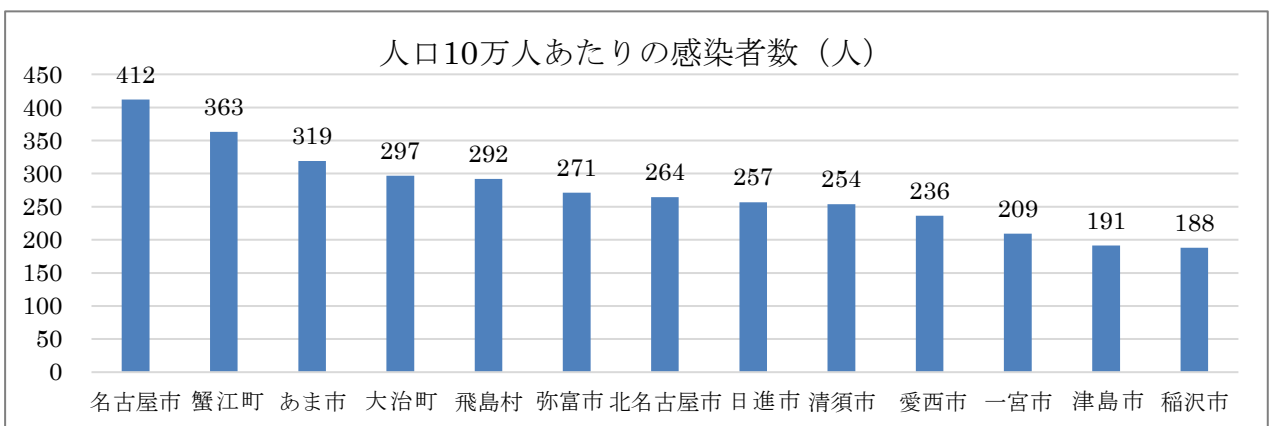
○全公共施設休館の条件

条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は県の緊急事態宣言が発出された場合 ・ 次の3つのうち2つ以上の条件が該当した場合 <ol style="list-style-type: none"> 1 市内の飲食店等でクラスターが発生した場合 2 市内で1週間の感染者数が合計で20人を超えた場合 3 1週間で同日に3か所以上の公共施設（庁舎・小中学校・保育園等を除く）で感染者が確認された場合 <p style="text-align: right;">※1週間は火曜日から月曜日までを基準とする</p>
----	--

○あま市の現状



○市町村別感染者数（10万人当たり）



○愛知県による呼びかけ

県民	事業者
① 不要不急の行動自粛	⑤ 時短とガイドラインの徹底
② 県をまたぐ不要不急の移動自粛	⑥ テレワークの徹底
③ 高齢者等への拡大防止	⑦ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策
④ 感染拡大対策の徹底	⑧ 街頭のイルミネーション等は早めに消灯
	⑨ 行事・イベントの対策徹底